

「無条件降伏」と日本

- 一、はじめに
- 二、「無条件降伏」の政治的文脈
- 三、対ソ外交と「無条件降伏」
 - (一) 東郷外相と対ソ外交
 - (二) 六巨頭会談の功罪
- 四、鈴木内閣の対米工作
 - (一) 鈴木首相の対米メッセージ
 - (二) 「対米和平打診」の意味
- 五、「無条件降伏」をめぐる二つの対応
 - (一) 「瀬戸際外交」
 - (二) 「無条件降伏」の背後に——木戸と近衛
- 六、おわりに——「無条件降伏」の重み

波
多
野
澄
雄

一、はじめに

鈴木貫太郎内閣の発足まもなく、日本政府はローズヴェルト大統領の死去（一九四五年四月一四日）に際して、次のような宣伝政策上の指示を「大東亜」の現地機関に送っている。（一）ローズヴェルトの個人攻撃は避ける、（二）その死がアメリカの敢闘精神や戦力に直接影響を及ぼすといった觀察を避ける、（三）日本が勝ち誇ったような印象を避ける、（四）戦時のローズヴェルトが不屈の闘志を発揮した事実を詳細に、かつ継続的に明らかにする。これらの指示は忠実に守られたわけではなかったが、間接的な対米メッセージと読むこともできる。より直接的な対米メッセージが、ローズヴェルトの死を悼む鈴木首相のメッセージであり、これに対して、ドイツ外務省が遺憾の意を表明し、在ベルリン日本領事が欧米人と日本人の死生観の相違を説明して弁明に努めるという一幕もあった。⁽¹⁾

これらのメッセージは、鈴木首相の「武士道論」から発したものであったのか、他の意図を潜ませたものであったかは明らかではないが、鈴木内閣において明瞭に対米関係を意識したメッセージが様々な形をとって発出されている。それらの多くは「無条件降伏」の内実を探るためのアドバルーンとしての意味があった。つまり、太平洋戦争末期には「無条件降伏」政策をいかにとらえるかは、和戦の決定を左右する重要な要因となっていたことを示している。来栖三郎はその回想録のなかで、「もし英米側が無条件降伏の主張に何らかの屈伸性を示していたならば、事態はヤルタ協定以前に大なる変化を示したろう」と書いている。⁽²⁾ その当否はさておき、「無条件降伏」によってイメージされる事態とはいかなるものであったのか、それは降伏決定のプロセスにおいて如何なる意味をもっていたのであろうか。

十数年前、故・江藤淳氏の問題提起にはじまり、本多秋五氏ら文学者の間で日本の降伏を「有条件降伏」とみなすか否かについて、戦後文学の叙述のあり方にかかわる問題として激しい論争が繰り広げられたことがある。国民意識に投影された「無条件降伏」という実感が及ばない領域での論争であったがためか論争は広がりをもせなかったが、国際法的には次の二点が改めて確認されることになったといえよう。⁽³⁾ 第一は、無条件降伏したのはポツダム宣言(第二三項)に明記されているように「日本国軍隊」であり日本国家ではないこと、第二は、日本国家としての降伏は敵側条件(ポツダム宣言)に明記された条件の「無条件」受諾という性格を有すること。本稿はこうした法的性格の是非ではなく、政治的概念としての「無条件降伏」の現実政治における機能に注目している。

二、「無条件降伏」の政治的文脈

(一)「無条件降伏」政策の含意

周知のように「無条件降伏」政策は、四三年一月のカサブランカ会談において、ローズヴェルト大統領によって明らかにされたものである。英米共同コミュニケからは外されていたが、五百旗頭真氏の研究に明らかなように、記者会見に臨んだローズヴェルト大統領の思いつきの発言では決してなく、前年以來のアメリカ政府部内の提言に沿ったものであり、チャーチルも同意の上での発言であった。⁽⁴⁾ チャーチルがこれに同意したのは、ドイツ敗北の場合にイギリスが対日戦から手を引くのではないか、というアメリカの太平洋優先派からの疑惑を解消するためであったとされるが、アメリカ政治の文脈の中から生まれたこの方式の適用にあたっては、アメリカがそ

の意味付けを行うべき立場にあった。

第一次世界大戦の教訓から休戦を拒否し、完全な敗北と武力戦闘の終結における「一方性の貫徹」を特徴とし、いささかの休戦交渉も拒否するという無条件降伏方式は、五百旗頭氏によれば、三つのレヴェルがある。第一は、敵との間にいかなる交渉も合意も認めず、降伏調印すら拒否するという立場。第二は、降伏調印は認めるものの、それは技術的条件での合意であり、勝者が完全な自由を保持するという立場。第三が、実質的条件について降伏協定を調印するが、条件は勝者が一方的に提示するという「勝者の条件の敗者による無条件受諾」という立場であり、一方性は貫徹されるが勝者と敗者の合意という形をとる以上、双方とも降伏条件に拘束される⁽⁵⁾。

実際に無条件降伏を要求するか否かはカサブランカでは未定であり⁽⁶⁾、またカサブランカ以後も、アメリカ政府部内で、これらのレヴェルの適否や意味内容について厳密に議論されたことはついになかった。したがって、様々な機会にイギリスやソ連から戦争目的としての無条件降伏の明確化が求められた。ヤルタ会談では、チャーチルはローズヴェルトに、アメリカの判断に従うとしつつも、「それが戦争を一年あるいは一年半早く終わらせることができるのであれば、無条件降伏の緩和を考慮する価値はあるだろう」と述べている⁽⁷⁾。しかし、アメリカは枢軸諸国との妥協を拒絶し、「一方性の貫徹」を期していたという意味では、無条件降伏の立場を基本的に崩すことはなかった。対日関係についても、いかに日本が再び世界平和の脅威となることを防ぐか、アメリカの犠牲をいかに救うかという観点からの配慮はあり得ても、無条件降伏政策それ自体の後退や撤回はあり得なかつた⁽⁸⁾。

(二) 「無条件降伏」と本土決戦論

他方、日本側は連合国の「無条件降伏」方針をどのように受けとめてきたのであろうか。カサブランカ会談以

来、連合国側が国家の無条件降伏という意味内容について厳密な議論を重ねてこなかったように、日本側もこの新しい概念がいかに適用されるかについて厳密に検討することはなかった。とくに、国家の無条件降伏という事態が何を意味するのかについて、深い議論はなされなかった。より正確には無条件降伏をめぐる議論を深める必要はなかったといえるのかも知れない。なぜならば、例えば企画院調査官・毛里英於菟が書いていたように、「今次大戦の特徴は敗戦国は単に敗戦国に止まらずして亡国を意味し、……敗戦国が従前の如く再興するの機殆ど全く不可能なるべし」という一種の絶対戦争観が一般的なものとして流布し、それは無条件降伏によってイメージされる事態と同一であったからである。

いずれにせよ、国家の無条件降伏の定義が明瞭にされないことが、国内宣伝に逆用し戦意昂揚や国内的結束のための手段とするには好都合であった。そこでは、勝者による敗者の「抹殺」というニュアンスが漠然と含まれた用語として用いられる。情報局がメディアを通じて無条件降伏に言及する場合には、英米の「日本抹殺」の意図が、くしくも「無条件降伏」方針に表現されているという趣旨を繰り返すのが典型的なパターンであった。例えば、天羽英二情報局総裁は、ある雑誌に「米英は六カ月前の、カサブランカ会談以来「枢軸国の無条件降伏」を標語として居りますが、これは必ずしも宣伝ではなからう。真に彼等は我等に対し無条件降伏を目指しているのであります⁽¹⁰⁾」と書いている。天羽は、「無条件降伏」の内容には一切触れていないが、「日本抹殺」が含意されていることはその前後の発言からして明らかである⁽¹¹⁾。

しかし、戦争末期には「無条件降伏」は戦意昂揚に利用される以上の意味をもってくる。無条件降伏は連合国共同の戦争目的であるよりも、何よりもアメリカがその戦争目的を達成する手段としてとらえられるようになることにフィリピン決戦を控えた四四年後半の段階には、無条件降伏の「一方的性格」によってもたらされるであ

ろう日本の姿は、「天皇制の廃止」を含む苛酷なものとなることが陸軍部内でも想定されるようになり、徹底抗戦論の有力な根拠となる。

四四年九月末、陸軍省軍事課は、比島決戦（捷一号作戦）に敗北した場合の予想される事態とその対応策をまとめている。それによれば、比島決戦に敗北し「無条件降伏」を強要された場合、次のような事態が予想されるとしている。（一）米軍の日本本土進駐、（二）陸海軍の武装解除、兵器生産の中止、（三）天皇制の廃止、（四）民主政体の施行、（五）「大和民族の滅亡を図る為男子の支那、アメリカ、印度、ニュージーランド、豪州等への奴隸的移駐」。この研究素案は、こうした事態に陥るよりあくまで本土における徹底抗戦を選択すべきであると、その際軍民が正規戦、遊撃戦を展開するならば、世界情勢はアメリカの日本常駐を許容しない方向へと変化し、日本崩壊は免れるだろうという。つまり、本土決戦の根拠が示されているわけであり、陸軍の無条件降伏政策に対する受けとめ方の典型をみることができる。⁽¹²⁾

鈴木内閣時には、本土決戦の敢行以前に和平を試みようとする勢力は、とくに陸軍中堅層から「バドリオ派」として警戒されるようになる。同内閣の組閣過程において「現役陸軍将官内閣」構想が拒否され、米内光政海軍大臣の留任阻止にも失敗したことは、陸軍中堅層や若手将校間に、本土決戦をためらう海軍と重臣による「バドリオ派（無条件降伏派）による組閣」との反発を生んでいた。陸軍省軍務課は対処方針として「若し些かにても『バドリオ』的色彩を見、又反陸軍の徴を見れば断乎倒閣す」という態度を固め、それは和平への最大の反発勢力となる。⁽¹³⁾

三、対ソ外交と「無条件降伏」

(一) 東郷外相と対ソ外交

トルーマン政権は、基本的にローズヴェルト政権時代の無条件降伏方針を継承していた。しかし、ドイツ降伏後の大統領声明（五月八日）には、対日無条件降伏の意味についてより深いメッセージが含まれていた。それは、無条件降伏政策は、日本を破局に導いた軍部指導者の影響力の排除を意味するが、「日本国民の抹殺や奴隷化」を意味するものではないとして軍部と国民を区別し、「我々は日本陸海軍が無条件降伏のもとに武器を捨てるまで攻撃を止めることはないであろう」と述べている点にあった。⁽¹⁴⁾

つまり、対日無条件降伏は、とりもなおさず日本軍隊の無条件降伏を意味することを明らかにしていたが、東郷茂徳外相がこの声明に注目していたことは、六月一九日の地方総監会議における講話に現れている。この講話では、二度にわたって大統領の「公式声明」であることを強調し、とくに最初の言及部分では、「トルーマン大統領は五月八日、欧州戦争終了に関する公式声明に於て『独逸崩壊は戦ひの半「ば」が過ぎたるにすぎず、戦争は最後の日本軍部隊が無条件降服せる時に於てのみ終わるべし』と述べ国民の戦争努力の再強化を強く要請しました」と紹介している。⁽¹⁵⁾

しかし、東郷や外務省はこのトルーマン声明を手掛かりに直接、対米工作に乗り出すことはなかった。無条件降伏が軍隊に限定されたとしても、それは天皇や国体の保全を意味しているという確証とはなり得なかった。軍隊の無条件降伏と国家のそれとを概念上、区別し得たとしても、国体の存廃問題と軍隊のそれとを切り離すことは日本軍の論理からして不可能であった。やがてポツダム宣言受諾の可否をめぐる折衝過程で明らかになる通り、

とくに陸軍の立場からすれば、軍隊の存続が保証されてこそ国体護持もあり得るというのである。⁽¹⁶⁾

こうした国内事情を踏まえて、東郷が求めたものは、確実に無条件降伏の回避を託し得る第三国であり、それはソ連をおいて外にあり得なかった。「米国をして無条件降伏を日本に強いさせないように、再考させるだけの説得力のある中立国は、ソ連しかない」のであった。⁽¹⁷⁾ 東郷を対ソ外交に導いたもう一つの要因は、本土決戦構想がソ連の中立維持（参戦防止）を前提に組み立てられていることであつた。参謀本部は「決号」（本土決戦）作戦計画に、「日本軍民の強烈なる抗戦意思を知らしめ得たならば是に因り比較的利益な条件で終戦の好機を握み得る」という効果を期待し、その際、最も懸念された事態は本土封鎖作戦の長期化とソ連の対日参戦にあつた。⁽¹⁸⁾ 四月二二日、東郷を訪問した新任の河辺虎四郎参謀次長は、参戦防止を目的に「対蘇大工作を放胆果敢」に展開することを「勧告」し、陸軍の全面支援を約束するのである。⁽¹⁹⁾ ここに東郷は、「軍部の希望を利用して急速和平に導くことに決意した」。⁽²⁰⁾

東郷は陸軍の参戦防止を目的とする対ソ交渉要求を積極的にとりあげ、それを戦争終結のための交渉に転化させようとするのである。しかし、こうした含みを持つ対ソ交渉には極度に慎重でなければならなかつた。なぜならば、例えば、永井八津次軍務課長（兼戦争指導課長）が「対ソ外交的措施は必要ならんも対ソ交渉を通し、更に対米交渉をも行はんとする意向が重臣間にあるを以て対ソ交渉論に或る程度の警戒を要すべし」と語っていたように、こうした警戒論が陸軍部内において強まっていたからである。負傷の永井軍務課長に代わつて実質的に陸軍の対外政策を代表する立場にあつた種村佐孝大佐（参謀本部戦争指導課長）が四月末にまとめた意見書⁽²¹⁾において記していたように、「対米英戦争完遂の為の対ソ施策」が「終戦方策としての対ソ交渉」に転化し、結局、苛酷な対米和平を迫られるという警戒感が陸軍部内に広まっていたからである。元来、陸軍が本土決戦を選択した

一班の理由は、米英に「和平屈服」した場合、国体の破壊など無条件降伏を強要されると見通したからであり、本土決戦を控えて和平を前提とした対ソ交渉はあり得なかった。彼らにとって対ソ交渉は本土決戦と戦争完遂のために参戦を防ぐためのものであり、終戦を目標とするものではなかった。

従って東郷の構想の成否は、参戦防止のための対ソ外交を対米英「和平外交」に如何に秘匿しつつ轉移するかにあった。そこで東郷は、まず最高戦争指導会議を幹事を交えない構成員のみの六巨頭会談とすることで構成員の了解を取り付けた上、参戦防止という陸海軍の要求を採りあげ、議論を尽すことによつて政府・軍部の最高指導者の間に「和平機運の醸成」をはかろうとする。⁽²³⁾戦争指導会議は幹事（陸海軍の参謀次長や軍務局長）のイニシアティブによつて運営され、その結果、正規の構成員による自由な討議は妨げられ、討議の内容が幹事や幹事補佐を通じて下部に洩れやすいという欠陥があった。⁽²⁴⁾

五月中旬（一日、一三―一四日）に開催された最初の六巨頭会談は以上の東郷の思惑のもとに開かれ、議論の末に英米との和平の仲介をソ連に依頼してみてもどうかという鈴木首相の提案を引き出すことに成功した。こうして六巨頭会談は対ソ交渉について、「第一項」対日参戦の防止、「第二項」好意的中立の獲得という従来の交渉目的に加えて、「第三項」戦争終結に関して有利な仲介を為さしめる、という目標を加えることを了解した。⁽²⁵⁾

第三項に関して、スイス、スウェーデン、ヴァチカン等による仲介の可能性も検討されるが、「無条件降伏以上の講和に導き得る外国がありとせばソ連なるべし」とする東郷の意見に反対はなかった。また、六巨頭会談はこれらの目標にソ連を誘導するために、対ソ讓歩案と対英米和平条件を検討するが、ことに和平条件の策定は困難であった。その前提としての戦局観が陸軍指導者と、東郷や米内海相とでは掛け離れていたからである。結局、第三項の実行は当面見合わせ、ソ連の意向を打診することになり、交渉には元首相・広田弘毅をして担当させる

こととなった。⁽²⁶⁾ かくして六巨頭のみが戦争終結の国家意思を共有するという特異な形で日本の終戦外交はその緒についた。

(二) 六巨頭会談の功罪

東郷は外交の責任者として「無条件降伏」が日本の和平外交の選択肢を大きく制約する要因であったことを強調している。たしかに、無条件降伏を避けるためにはソ連に頼る外はないという論理のもとに、中立国を通じたアプローチは事実上閉ざされた。中国（蒋介石政権）も考えられたが、カイロ宣言に加わり、日本の無条件降伏を約束していることがネックとなったという。⁽²⁷⁾ 例えば、米内とその腹心、高木惣吉少将はソ連よりも中立国（スウェーデン）を通じた対英米和平という構想を描いていたが、五月中旬の六巨頭会談の結果、ソ連に絞って仲介斡旋を求める方策へと転換せざるを得なくなる。⁽²⁸⁾ しかし、東郷自身のやや柔軟性を欠いた外交も多角的なアプローチを妨げた一因といえよう。⁽²⁹⁾

六巨頭会談の設定のねらいは、陸軍指導者を中堅層の強硬な本土決戦論から切り離すことにあり、このような場が設定されなければ、六巨頭間にまがりなりにも戦争終結の合意が形成されることはなかったであろう。とすれば、対ソ外交の問題点は、六巨頭のみがソ連仲介による和平という方針を共有したことにあるより、六巨頭会談がソ連の態度をまず打診するという以上の決定をみることでできなかった点である。まず、当面の目標が仲介国ソ連の意向を打診するという消極的なものに設定されたことは、六月初旬から開始された駐ソ大使・マリクとの会談における広田弘毅の交渉態度をきわめて困難なものとするのである。六月二二日に開催された御前における六巨頭会談は、第三項（ソ連を通じた和平斡旋）の発動について合意をみるが、打診の段階からようやく発動

の段階へと一歩前進させたのは、六巨頭のイニシアティブではなく、五月中旬の合意を知り得なかった木戸内大臣が六巨頭を説得した結果であった。しかし、それでも広田・マリク会談の進展には結びつくことはなかった。⁽³⁰⁾

この間、対ソ交渉の進展を妨げた要因は、対ソ譲歩条件や和平条件の策定が困難であったことよりも、参戦防止を目的とした対ソ外交が、対英米和平を目的とした外交に転化することを極度に警戒していた陸軍に配慮した結果であった。東郷によれば、和平幹旋交渉がまとまれば「仮に国内に反対があり、二・二六程度の騒ぎありとするも、結局落付くところに落付く」⁽³¹⁾が、交渉が壊れるような場合にはそれ以上の混乱が予想され、具体的な治安維持対策を高木に相談するほどであった。「場合によっては二・二六のようなことがないとは限らぬ」⁽³²⁾という危惧は六巨頭会談を萎縮させ、「非決定」状況を作り出していたのである。

四、鈴木内閣の対米工作

(一) 鈴木首相の対米メッセージ

第八七臨時議会における鈴木首相演説（六月九日）は、対米メッセージという観点からすると注目に値する。まず前段で、沖繩戦況は憂慮すべき事態となり、本土侵攻も予期せざるを得ない情勢となったことを率直に訴え、後段では、「天皇陛下ほど世界の平和と人類の福祉とを冀求遊ばさるる御方はない」としたうえ、日米戦争は愚行であり、「平和の洋」を「軍隊輸送の為に用ふる如きことあらば、必ずや両国共に天罰を受くべし」とし次のようにアメリカを非難した。「今日我に対して無条件降伏を揚言してをるやうに聞いておるが、かくの如きは正に我国体を破壊し、我民族を滅亡に導かんとするもので、これに対し我々の執るべき途は唯一つあくまで戦ひ抜

くことである」⁽³³⁾。

臨時議會では「必ずや兩國共に天罰を受くべし」とする部分、さらに鈴木首相の関連答弁が問題化し、一時は護国同志会を中心に倒閣運動にまで発展したことは良く知られている。この鈴木演説のなかで、天皇の平和志向を強調しつつ、国体を破壊する無条件降伏を要求する限り、日本は戦い続けると述べた部分は、裏を返せば、国体護持こそが日本の和平条件であるというメッセージが含まれていると見ることが可能である⁽³⁴⁾。鈴木をしてこのようなメッセージの発信を決定させた背景として、議會開催直前の六月八日、御前會議が「今後採るべき戦争指導の基本大綱」を採択していたことが重要である。この「大綱」は、一方では「飽く迄戦争を完遂」することを宣言し、他方で、戦争目的を国体護持と皇土保衛とに限定していた。鈴木はこれを「戦争目的の転換説の台頭」と受け止め、「余としては戦争終末への足がかりが出来たやうに思はれた」と述べている⁽³⁵⁾。鈴木としては国体護持が唯一の和平条件であることを内外に婉曲に示すことに躊躇はなかったであろう。

ところで、第八七臨時議會の主な目的は国内施策の策定権限を大幅に内閣に委譲することを趣旨とする「戦時緊急措置法案」の審議であった。緊急勅令によって実現可能な法案であったが、この方式には議會側からは「戦時緊急措置法案の如き重大問題を緊急勅令等で片付けるのは憲政の常道に反する」という批判が噴出した⁽³⁶⁾。鈴木が議會開催に踏み切ったのはこうした議會側の批判に答えようとしたためではなかった。鈴木は、非常大権の発動を仰ぐという方法もあったのではないか、という記者団の質問に、「大権を発動したらどうか、今日の場合は常に軍人が政治を壟断してゐるといふ者もある、外国には軍と人民との間に亀裂を生じてゐるといふ宣伝をしてゐる、大権の発動はややもすればかかる策謀にかかることになる」と応じている⁽³⁷⁾。すなわち、戦時緊急措置法によって戦争完遂に必要な全権を行政府に委ねるという「挙国体制」の確立は、軍の一方的な意思ではなく、国民

と軍との一致した意思であることを内外に示そうとしたのである。

鈴木一（鈴木次男）によれば、そもそも議会召集を嫌がっていた鈴木が臨時議会開催に応じたのは、二つのねらいがあったという。第一は、議会を重んずるアメリカに対し、最も重要な政府案であった「戦時緊急措置法案」を議会協賛とすることにより、「挙国体制」を示すという意味である。第二は、鈴木自身が施政方針演説を通じて「米国に対する呼び掛け」を行うというねらいである。⁽³⁸⁾つまり、いずれも対米メッセージという意味があり、一方で軍民の一致した強固な戦争継続の意思を議会を通じて示し、他方では、とりもなおさず「国体護持」が終戦条件であるというメッセージを議会演説に託したのである。それは、「国民の士気、軍の士気」を最後まで温存しつつ、他方で和平を模索するという鈴木終戦構想に沿ったものであったとも言えよう。

アメリカ政府の関係機関のなかで鈴木演説に注目したのはOWI（戦争情報局 Office of War Information）のザカリアス（E. M. Zacharias）大佐であった。OWIは国務省の支持のもとに、五月八日のトルーマン声明の起案者となり、この直後から、対日心理戦の中心目標を日本国内の「穏健派」を動かすことに置き、いわゆるザカリアス放送が始まっていた。⁽³⁹⁾ザカリアスは、鈴木演説は「表向きは戦いについて述べているが、内心では平和を考えていることを明瞭に示す証拠であった」と記している。⁽⁴⁰⁾ザカリアスは、鈴木内閣が無条件降伏の受諾をためらっているのは、天皇の地位に対する懸念であることを演説から読み取り、無条件降伏は国体の破壊を意図するものではないことを婉曲に表現するメッセージを送り続けるのである。⁽⁴¹⁾

（二）「対米和平打診」の意味

ドイツ降伏の後から、スイスを舞台に、日本海軍武官や民間人の手によるOSS（戦略情報局）を通じた和

平打診が行われていたことは良く知られている。⁽⁴²⁾これらの工作に参与していたスイスの加瀬俊一公使は、五月初旬、ソ連を通じた和平交渉より英米との直接交渉が望ましく、しかも天皇の保全を唯一の条件とすべきであるという私見を東郷大臣宛に具申ししていたが、⁽⁴³⁾この構想を実現するために直接接触の公式ルートを築くことが緒工作の目標であった。しかし、OSSの対応はきわめて慎重であり、日本側はトルーマン声明(五月八日)の範囲を越える回答を引き出すことはできなかった。

例えば、スイスにおける工作の一つに、OSS長官・ダレス(Allen Dulles)と接触のあった国際決済銀行経済顧問のヤコブソン(Per Jacobson)を介して、同行理事・北村孝治郎、同行為替部長・吉村侃によって実施されていた「北村・吉村工作」がある。五月中旬、まず北村がベルンの加瀬俊一公使の了解を得たのち、ヤコブソンに白羽の矢を立て、六月中旬、両名はヤコブソンと接触した。⁽⁴⁴⁾七月一日、ヤコブソン、北村に加瀬公使を交えた最初の会合が行われる。加瀬公使は、この会合で皇室と国体に関する米側の意向打診を改めて国際決済銀行グループに依頼する。北村は「米国が徒に無条件降伏を要求」するならば日米戦争の終息は困難であるが、「日本皇室及国体に影響なしとの米国意向が確かなれば自分は全力を尽くして戦争終結に導くべく努力する」と述べた。さらに七月一三日の第二回会談でも、北村は同様の趣旨を述べている。ヤコブソンは七月一四、一五日にダレスと会見し、一六日に北村と吉村にその内容を語っている。ヤコブソンによれば、ダレスが強調した点は七月一日の国務長官代理・グルー(Joseph C. Grew)の声明であった。⁽⁴⁵⁾

グルー声明とは、五月八日の大統領声明について、無条件降伏が意味するものと意味しないものを明瞭にする必要を感じたグルーが、日本の軍事機構の破壊という立場こそが無条件降伏であり、その態度は崩さないが、日本国民の滅亡を意味するものではないと述べたものである。⁽⁴⁶⁾この声明の作成にはダレス自身も相談にあづかって

おり、ダレスは、無条件降伏は強調しているものの、日本の皇室と国体に触れていない点が重要であり、もし日本が無条件降伏を受諾して速やかに終戦に導くならば、皇室および国体を確保する「ベストチャンス」であると語ったとい⁽⁴⁷⁾う。

しかし、OSSとしては、アメリカ政府部内において無条件降伏の意味内容と緩和条件について明確な合意がない以上、情報収集以上の踏み込んだ活動を行うことは不可能であ⁽⁴⁸⁾った。アメリカ政府が「無条件降伏」の内容について議論を深めるのはポツダム会談の直前のことであり、七月初旬の時点では、対日共同宣言（ポツダム宣言）に、天皇制の存続を示唆する文言を挿入することが妥当か否かについて、政府部内の議論は決着してい⁽⁴⁹⁾なかった。従って、天皇の地位の保証を対日共同宣言に明示することを主張していたグルーも、トルーマン声明の範囲を逸脱することは許されなかったといえよう。

もともと日米両国政府とも、スイスにおけるOSSと日本官民の接触を権威あるものと認めていたわけではなかった。「北村・吉村工作」に先んじて行われていたベルンの日本海軍武官室の工作についても、海軍中央は極めて消極的であ⁽⁵⁰⁾った。この海軍武官室の工作は、海軍の拒絶によって、六月下旬には外務省に移されるが、東郷外相が加瀬公使に与えた指示は海軍ルート⁽⁵¹⁾の促進ではなく、現地における情報活動の抑制であった。

一方、これらの和平打診はOSSを通じて国務省に伝えられていた。しかし、国務省もこれを取り上げようとした形跡はない。グルー国務次官は、七月一〇日、駐米イギリス大使・ハリファックスに対して、私の声明の目的は日本から誠実な和平提案がなされたという憶測を否定することであり、日本のピースフイーラーは、「権威あるものと思わせる満足な証拠は何もなく個人的な打診」に過ぎないものと指摘してい⁽⁵¹⁾た。ダレス自身も北村・吉村の接触を個人的なもので、日本政府によって認知された権威あるものとは認めず、また、OSSも日本側の

接触が東京からの指示によったものではなく、スイスの日本官憲限りのものであると分析していた。⁽⁵²⁾

ちなみにヨーロッパの中立国を舞台とするこれらの日米直接接触は、無条件降伏をめぐる何物も生み出すことはなかったが、おりしも同時期に断続的に行われていた日ソ交渉（広田・マリク会談）とは微妙な関係にあった。すなわち、駐ソ大使マリクが日本側との接触を断つことがなかったのは、日本の対米直接和平打診の試みを探ることにあったように思われる。⁽⁵³⁾

五、「無条件降伏」をめぐる二つの対応

(一)「瀬戸際外交」

ソ連側が広田・マリク会談の継続を拒否した七月初旬、天皇の発意による、いわゆる近衛（文麿）特使派遣問題が起る。近衛派遣の打診を促す親書は次のような内容であった。

「天皇陛下に於かせられては……米英が無条件降伏を固執する限り、帝国は祖国の名誉と生存の為一切を挙げ戦ひ抜く外無く、之が為彼我交戦国国民の流血を大ならしむるは誠に不本意にして、人類の幸福の為成るべく速かに平和の克復せられんことを希望せらる」⁽⁵⁴⁾。

つまり、率直に和平を申し入れるのではなく、英米が無条件降伏に固執する限り日本としては最後まで戦い抜く外はなく、そうなれば交戦国国民の流血は拡大するが、そうした事態は天皇の望むところではなく、ここに「平和の克復」を希望するというのである。つまり、大きな流血が予測される本土決戦に導こうとしている英米の無条件降伏政策を非難する一方、他方では天皇の平和主義を際立たせようという論理構造となっている。この親書

の意図について東郷は次のような説明を打電している。――「我が方の戦力は今なほ敵に相当の打撃を与へ得べきことは統帥部のみならず政府に於ても確信し居る所」であり、米英が日本の名譽と存立を認めるならば戦争を終結させるが、「無条件降伏を強要せんとするに於ては全国一丸となりて」徹底抗戦の外はなく、そうなれば「敵も味方さらに多くの出血を見ることは明らか」である。⁽⁵⁵⁾佐藤大使には、「具体的条件を示すことはこれ又対内関係上並びに対外関係上不可能且つ不利」と指摘していた。

最早、条件をめぐる交渉を放棄し、徹底抗戦の決意を示すことによってのみ、あるいは無条件降伏政策を変更させ得るという態度がそこに見える。開戦直前の御前會議（一九四一年一月五日）における最後の讓歩案「甲・乙案」をアメリカは受諾する可能性は少ないが、「米が太平洋の平和を望むならば、又日本に決意あることを反映すれば米も考ふる所あるべしと思ふ」と述べた東郷の「瀬戸際外交」の姿勢に相通ずるものがある。こうした「瀬戸際外交」が鈴木首相の意思でもあったことは、親書中の「米英が無条件降伏を固執……」の一節が鈴木⁽⁵⁶⁾の発案であったことに示されている。こうした「瀬戸際外交」は冷静で、合理的なソ連分析を基礎とする佐藤外交には馴染まないものであった。そこで、東郷は「成敗利鈍を度外視して衝に当たるべき旨」⁽⁵⁷⁾を帰朝中の守島伍郎公使に言い含めてモスクワに帰還させたのである。

しかし、東郷はこうした国内的圧力のみによって特派派遣交渉を推進したわけではなかった。近衛を特使に推薦した理由の一つに、「蘇連にも米国にもどちらにも行ける人」⁽⁵⁸⁾であると指摘していたように、モスクワ交渉に失敗したならば、そのままアメリカに飛び直接和平交渉に臨ませるといふ構想が念頭にあったのではないかと考えられる。こうした構想を持つがゆえに東郷は近衛を推薦したのであり、東郷の念頭にあった最後の手段は近衛のアメリカ派遣にあったように思われる。

かくして、東郷は近衛のモスクワ派遣の可能性を執拗に追い求めるが、その可能性が消滅したとき、米英の戦争目的である大西洋憲章が和平の基礎となることに期待をかけるほかはなかった。その根拠はザカリアスのメッセージにあった。東郷はポツダム宣言直前の佐藤宛電報において、ザカリアス放送を必ずしも「謀略放送」ではないとし、「無条件降伏は如何なる場合にも受諾不可能なるも大西洋憲章の基礎における平和回復には異存なき所なる旨を適當なる方法をもって先方に通じ度意向なり」と述べていた。⁽⁵⁹⁾

ポツダム宣言までの東郷や鈴木には、敵側の「無条件降伏」要求に国体の破壊が含まれるという不安を取り除く材料は何も存在しなかった。むしろ、ドイツの無条件降伏はこうした不安に輪をかけるものであった。しかし、ザカリアス放送は、大西洋憲章を基礎とした「降伏交渉」の可能性、すなわち「国体護持」を条件とした「無条件降伏」もあり得ることを示唆し、東郷や外務省は直ちにポツダム宣言の受諾に傾くのである。こうした意味では、鈴木のと米メッセージは、ザカリアス放送としてはね返り、少なくとも東郷の終戦決断に一定の影響を与えたと言い得るのである。

(二) 「無条件降伏」の背後に——木戸と近衛

ところで、軍隊のみの無条件降伏というトルーマン声明等に表明されたアメリカの意志にさらに深い考察を加え、それを国体護持が可能な根拠として和平促進を図ろうとする立場が近衛と木戸幸一（内大臣）であった。周知のように、近衛はいわゆる「近衛上奏文」（四五年二月）をもって天皇に早期和平の必要を説き、木戸は「時局收拾試案」（四五年六月）をもって親書を奉じた対ソ特使派遣の要を説いた。和平の手法や手順は異なるものの、アメリカの対日処理の目的は「軍閥の排除」にあり、国体の破壊には及ばないとする分析において共通していた。

木戸の「時局收拾試案」は、「所謂平和攻勢的の諸発表論文により之を見るに、我國の所謂軍閥打倒を以て其の主要目的となすは略確實なり」と述べていた。⁽⁶⁰⁾また、近衛も上奏の際に、「米国の戦争目的は日本民族の絶滅でもなければ、又国体の变革（皇室をどうしようといふのでも）でもない。……陸軍の実質を一変するに在る」と言上し、天皇の質問に「（米国は―筆者注）我皇室に対し充分なる敬意と認識を有すと信ず」と答えている。⁽⁶¹⁾両者のこうした認識を支えた根拠の一つとして、外務省における連合国側の対日処理に関する冷静な分析をあげることができる。

例えば、四五年二月に作成された条約局の調書は、国体問題についての連合国側の態度は「コミットするを避け、慎重を期したり」としつつも、次のように述べている。ちなみにこの調書は、四四年以来の連合国側の対日戦後処理案に関する政務局の調書類を総括したものである。⁽⁶²⁾

「日本の将来の政治体制として、……武装解除、軍閥の打倒と軍国主義の払拭に関する措置を徹底するに於いては、日本に於いては民主主義的分子、自然的に勢力を得るに至るべく、占領軍乃至監視機関は斯る分子の台頭を援助すべく、斯る政治体制の樹立を見るに至り初めて日本を国際社会の一員として取扱はんとするものの如し。」

外務省のこのような分析を支えていたのは、前駐日大使・グルーに代表される言動であった。グルーは四三年夏以降、日本社会における「穏健派」あるいは「健全なる要素」に着目し、軍閥の打倒によってそれらを中核とする健全な政権を樹立させるべきである、との趣旨の演説を各地で行い、それらは外務省政務局が逐一詳細に分析していた。⁽⁶³⁾グルーは各地の演説において、天皇制問題に関する立場を敢えて明示していなかったが、外務省は、公式的態度としての無条件降伏方針の背後に天皇制存続について確かな感触を得ていたのである。

近衛と木戸の早期和平論がこうした外務省の分析に基づいていたとするならば、無条件降伏が意味するものと、

意味しないものを区別し「聖断」を演出し得たとも言いうる。とくに「時局收拾試案」をもってする木戸の精力的な最高首脳の説得工作は、拠るべき終戦方策としての「聖断」という形があり得るといふ認識を、阿南陸相を含む六巨頭会談のメンバー全てに共有させたという点で、降伏決定のプロセスにおいて極めて重要な意味をもったといえよう。つまり、二度の「聖断」の素地を形成し得たのであり、それがために、木戸は「聖断」シナリオの推進力となることに躊躇はなかったといえよう。

六、おわりに——「無条件降伏」の重み

「無条件降伏」後の政治体制を明瞭に描き得た日本の政策決定者はそれほど多くはなかったに違いない。徹底抗戦論の圧力に抗してポツダム宣言の受諾を導いたのは、近衛や木戸を含む特定の政治勢力ではなく、原爆とソ連参戦という「外圧」であつたからである。しかし、ポツダム宣言の受諾過程を通じて、「朕は茲に国体を護持し得て……」という終戦詔書の言葉のように、天皇大権が維持されたという一方的な自己認識を保持し得たことは、単に内外地軍隊の武装解除と復員をスムーズに運ぶためという以上の意味をもっていた。

日本政府（外務省）は、「国体」問題に関して明確に触れるところがなかったポツダム宣言に対して、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を抱合し居らざること」とする留保条件付の受諾電を送る。これに対する連合国側の回答（いわゆる「バーンス回答」）は、日本側からしてなお明瞭でなく、ポツダム宣言の諸条項との関連で複数の解釈が可能であり、激しい論争の末、ひとつの解釈が「聖断」という形で選択されるのである。「聖断」によって選択された解釈とは、バーンス回答もポツダム宣言も「内政不干渉」原則を表明してはいても、「天皇

の国家統治の大権」を侵そうとするものではない、というものであった。八月一五日の枢密院本会議における東郷外相の説明⁶⁴は、国民の自由意思によつて政府形態を決定せらるべしとする条項（ポツダム宣言第二二項、バーンス回答第四項）は、大西洋憲章にも同主旨が見られるのであり、「之は直ちに日本国の国体は人民投票等に依つて決すべきなりとの趣旨に解すべきではなく、日本の国体は日本人自身が決定すべき問題であつて外部より干渉すべきものに非ずといふ意味に解するのが素直な見方」であると説明し、内政不干渉論を展開していたのである。それは、東郷が無条件降伏を避けるための最後の拠り所としていた大西洋憲章の理解を反映していた。

しかし、こうした解釈の正当性を保証する根拠は連合国側からは何も得られなかった。この不透明で「未決」の国体問題への対処如何は、戦後日本の政治体制の行方と密接に関連していたが、一つの方向性を与えたのが敗戦後の東久邇宮内閣に再び外相として返り咲いた重光葵であった。重光はこう書いている。――ポツダム宣言には軍隊のみの無条件降伏が記され、「内閣閣議に於ても降伏は国家に関する限り無条件ではない、ポツダム宣言中に掲げてある条件に付ては日本も亦其の解釈に付て発言権を有するもの」とする議論もあるが、それは「自己満足」にすぎないのであり、「敵側は日本はポツダム宣言を無条件に承諾したと解して居り、更に之を無条件に日本に実施せんと既に意を決して居る」のである。「総力戦に於ける敗者には国家に対しても国民に対しても、無条件降伏以外には認められぬ新しい国際観念を作り出した」のであった⁶⁵。

こうして重光は、「無条件降伏」という現実を積極的に受け入れ、自ら「国内革新」に乗り出すべきであるとする。八月二三日の初の上奏では、「内政革新」のためには、「我方としては敵側の要求を俟つことなく自主的にポツダム宣言の内容を實現」するとの決意を述べていた⁶⁶。重光はまず、ポツダム宣言第一〇項（民主主義的傾向の復活強化）は、「民主主義の復興」を要求しているが、「日本の民主主義運動は今日始まったものではなく、歴

史は明治初年にも溯るのであって、其運動が遂に紂と挫折した⁽⁶⁷⁾ことに注目する。重光によれば、「日本の民主主義」たる「一君万民」政治の発展成長を妨げたのは、「軍部階級」であり、これを排除するならば「茲に彼等の要求する民主主義は実現せらるべく、否、我輩国以来の姿は顕現せらるべし」⁽⁶⁸⁾という。

要するに、天皇制と民主主義（「一君万民」政治）は両立するという議論であり、これをポツダム宣言との関連で、正当化を試みた文書が、八月二十七日、外務省が作成した「ポツダム宣言受諾に関する往復文書の説明」である⁽⁶⁹⁾。これによれば、バーンス回答第四項において「政体のみに言及し国体には触れざるもの」と認められ、ポツダム宣言第一〇項において「民主主義的傾向の復活強化」を要求している点とあわせ、「民主主義と天皇統治の国体とは何等矛盾し居らざることを暗黙に承認したるもの」と解釈できるのであった。重光はまもなく退陣するものの、外務省内の「内政革新」のための憲法改正研究は意欲的に進められる。その一つである「憲法改正大綱案」（二〇月一〇日）は、まさに重光の政治構想に沿うものであった。この「大綱案」は、憲法改正の「指導理念」として次の三点を挙げ、内大臣や枢密院など「天皇と国民との中間機構の排除」が必要であるとしている⁽⁷⁰⁾。

（一）天皇の地位に関する現行憲法の建前は之を堅持すること（国体の護持）、（二）「君」と「萬民」との間に介在し来れる従来の不純物を除去すること（一君萬民の政治）、（三）真に民意を基礎とし国民の福祉増進を目的とする政治を実現すること（民本主義）。

外務省の一連の憲法改正案は、ポツダム宣言第二二項（バーンス回答第四項）を「内政不干渉」原則と解した上で、「民主主義的傾向の復活強化」を指示する同宣言第一〇項は、天皇統治と「民主主義」との調和のメカニズムの復活を求めているという解釈に立脚していた。このような解釈に懐疑的であったのが芦田均であった。芦田は「現行憲法がポツダム宣言の第一〇条と相容れない点をもつて居る……欽定憲法といふ思想そのものがアメ

リカ人の言ふデモクラシーと相容れない⁽⁷¹⁾」という議論を展開していたが、それは少数であり、幣原首相もまた「憲法を改正しなくとも、解釈に依つて如何ようにも運用が出来る」と述べていた⁽⁷²⁾。

こうした憲法体制論の集約点が、憲法問題調査会（いわゆる松本委員会）の憲法改正案であつた。松本委員会が翌四六年二月にGHQに提出した「憲法改正要綱《甲》案」に関する一般的説明⁽⁷³⁾は、「今回の憲法改正案の根本精神は憲法をより民主的とし完全に上述せるポツダム宣言第十項の目的を達し得るものとせんとするに存り」「日本国が天皇に依りて統治せられたる事實は、日本国歴史の始まりたる以来、不斷に継続せるものにして、此制度を維持せんとするは我國民大多數の動すべからざる確信なりと認む。仍て改正案は…天皇が統治權を總攬行使せらるるの制度を保持することとせり」と述べ、それは重光の議論を一步も出るものではなかつた。

しかし、この松本委員会の憲法改正案は直ちにGHQによつて否定され、いわゆる「マッカーサー草案」が示されるのである。新憲法草案に関する日米折衝において、天皇制問題の触れた民政局のケーデイス（Charles Kades）は、「天皇を除去せよとの要求を斥ける唯一の方法は、國民が何時でも欲するならば天皇を除去し得る道を拓いておくことである⁽⁷⁴⁾」と指摘し、ポツダム宣言第二二項に基づき「主權在民」の規定を新憲法に設けたのであると説明している。ここに日本政府は、政治体制の選択を日本國民の意思にゆだねるとしたポツダム宣言第一二項は決して内政不干涉を意味するものではなく、実は「主權在民」を前提とした条項であつたことを初めて知るのである。換言すれば、「無条件降伏」をめぐる日米政府間の争点は、その対象が軍隊であるか否かではなく、ポツダム宣言を勝者の理解に従つて無条件に受け入れるか否かにあつたことを示しているのである。

(1) "Magic" Diplomatic Summary, U. S. War Department, Office of A. C. of Staff, G-2, (University Publications of America, 1980, Microfilm), 6 April 1945 (No. 1117), 19 April 1945 (No. 1120).

- (2) 来栖三郎『泡沫の三十五年 日米交渉秘史』(中央公論社、一九八六年)、一七八頁。
- (3) 高野雄一「第二次大戦の占領・管理―日本の場合を中心として―」(『国際法講座』第三卷、一九五四年、有斐閣)、桜井光堂『新版国際法』(一九六八年、有信堂)、など。
- (4) 五百旗頭真「無条件降伏」とボツダム宣言」(『国際法外交雑誌』七九卷五号)、二九一―六一頁。
- (5) 五百旗頭真「米国の日本占領政策」上(中央公論社、一九八九年)、一〇二頁。
- (6) U. S. Department of States, *Foreign Relations of the United States* [hereafter as FRUS], 1943; *Washington and Casablanca*, p. 506.
- (7) Christopher Thorne, *Alles of a Kind: The United States, Britain and the War against Japan, 1941-1945* (London: Hamish Hamilton, 1978), p. 531.
- (8) Grew to G. Jones, 23 July 1945, *Grew papers* (Houghton Library, Harvard University).
- (9) 伊藤隆「毛里英於免覚書」(同『昭和期の政治・続』山川出版社、一九九四年)、二五四―二五四頁。
- (10) 天羽英二「戦争決定の鍵」(『現代』昭和一八年九月号、『天羽英二日記・史料集』一九八四年、七三五―七四〇頁に収録)。
- (11) 例えば、一九四三年六月の日本新聞協会における演説では、「彼等英米の目指すところは飽くまで日本を抹殺するか、少くとも我国を絶対に再起不能に陥れこれにより東亜を奪取して、全東亜民族を奴隷とし、東亜を永遠にその制圧下におかんとすることにあることである。彼等のいはゆる日本抹殺の言辞は決して我国に対する一片の恫喝でもなく、また大言壮語でもなく、全く本心に出てゐる」(前掲『天羽日記』六三九頁)と述べている。
- (12) 「最悪事態ニ処スル国防一般ノ研究」(陸軍省軍事課、昭和一九年九月二五日、「国防大綱関係重要書類綴」防衛研究所所蔵)。
- (13) 「政変ノ経緯」(昭和二〇年四月八日、軍務課)、防衛研究所所蔵。
- (14) これをスイス公使館は次のように日本に伝えていた。「日本軍総兵力が無条件降伏ヲ為ササル限り吾人ハ仮借無く攻撃ヲ続行スヘシ、……日本ヲ奈落ノ底ニ転落セシメタル軍首脳部ノ勢力ヲ一掃シ日本軍將兵カ本国ニ帰還シテ

日々ノ業務ニ励ミ得ルに至ルヘキヲ意味ス、希望無キ勝利ヲ追求シ居ル日本国民ノ苦惱ヲ終止セシメ……日本国民ノ根絶、奴隸化ヲモタラスモノニアラス」(旧日本陸海軍文書、マイクロフィルムN. 202「瑞西情報」一九〇号、五月一日)。

(15) 「地方総監会議ニ於ケル外務大臣説明(案)」。

(16) 例えば、八月九日の御前会議における阿南陸相の発言(「戦争継続に進むべきであるが、万一、交渉の余地あらば、国体護持の自主的保障たる軍備の維持、敵駐兵権の拒否を絶対必要とし、戦争犯罪者の処分は、国内問題として扱う旨主張すべきである」(厚生省引揚援護局史料室「終戦の経緯 第一篇」一九五五年一月)。

(17) 「東郷茂徳陳述録(終戦時の若干の回想)」(一九五〇年一月三日、GHQ歴史科聴取記録)。

(18) 「矢野正一陳述録(決号作戦に関する陳述録)」(一九五〇年六月一日、GHQ歴史科聴取記録)。

(19) 「河辺次長日誌」四月二二日(「河辺虎四郎回想録」毎日新聞社、一九七九年に収録)。

(20) 東郷茂徳『時代の一面』(原書房、一九八五年)、三二八頁。

(21) 「本間報告書」(『八幡大学法律研究所報』第二号)、二五八頁。

(22) 種村佐孝「今後ノ対ソ施策ニ対スル意見」(四月二九日)(参謀本部第二〇班「昭和二〇年大東亜戦争戦争指導関係綴 一般ノ部」所収、防衛研究所蔵)。

(23) 「東郷茂徳陳述録」(一九四九年五月一七日)。

(24) 前掲「東郷『時代の一面』、三三〇―三三一頁。

(25) 同上、三三一―三三三頁。

(26) 同上、三三二―三三三頁、前掲「東郷陳述録」。

(27) 前掲「東郷陳述録」(一九四九年五月一七日)。

(28) 五月一七日、米内は高木惣吉少将に「蘇に代償を支払ひ、米英にも勿論代償を出すとなれば何が残るか研究せよ」と命じたことは、それを物語っている(「米内海軍大臣内意」五月一七日「高木惣吉資料」)。

(29) 鈴木首相のいわば後見役であった下村、左近司両国務相はしばしば「総理にむかつて、スターリンばかりに頼ら

ずに寧ろ米英との直接交渉を企てたかどうかと進言した。羅馬法王庁を介してもいいだろうし、日本国内の有力な親米英分子に一肌脱いで貰ふのも一法だらう。場合によっては日本の皇室から英国の皇室に親電を打っていただくことも考え得る。外相の見解は窮屈過る」と強調したという(「左近司政三陳述録(鈴木内閣の終戦努力」一九四九年五月二一日)。

(30) 拙稿「広田・マリク会談と戦時日ソ交渉」(『軍事史学』第二九卷四号、一九四四年三月、一八頁)。

(31) 「東郷外務大臣直話」七月一〇日(「高木資料」)。

(32) 「米内海軍大臣直話」六月三日(「高木資料」)。

(33) 『朝日新聞』(昭和二〇年六月一〇日)。

(34) 松村健三『三代回顧録』(東洋経済新報社、一九六四年)。また、細川護貞も鈴木演説に注目し、「総理演説中、御上は極めて平和愛好の御方なることを説き、次いでアメリカが我国に無条件降伏を強ふるは死を強ふると同じなり」と述ぶるは辺り、すこぶる和平的色彩あり」と書いている(『細川日記』下、中央公論社、一九七九年、三九八頁)。

(35) 鈴木貫太郎『終戦の表情』労働文化社、一九四六年、二六頁。

(36) 前掲、「左近司政三陳述録」(一九四九年五月二一日)。

(37) 栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』下(講談社、一九八六年)一八五頁。

(38) 鈴木一「終戦と父」(『長崎日日新聞』一九五一年一月五日付)。

(39) 五百旗頭、前掲書、一四八―一四九、一六五頁。

(40) Ellis Zacharias, *Secret Missions: The Story of an Intelligence Officer*, (G. P. Putnam's Son, 1946), p. 369. 平川祐弘『平和の海と戦いの海』(新潮社、一九八三年「講談社学術文庫版として一九九三年に再刊」)一〇八頁。

(41) Zacharias, *op. cit.*, pp. 370-71.

(42) 一つは、ベルリンの海軍武官府からスイスに入国していた藤村義一中佐を中心としたもので、反ナチ派の親日ドイツ人で、日本海軍と関係の深かったハック(Friedrich W. Hack)を介し、OSSの欧州総局長、アレン・ダレスとの接触(「藤村工作」)。もう一つはダレスと接触のあった国際決済銀行経済顧問のヤコブソンを介して、同行理

- 事・北村孝治郎、同行為替部長・吉村侃によって実施されていたものである（「北村・吉村工作」）。これらの詳細については、本橋正「再論―スイスにおける和平工作」（『研究年報（学習院大学法学部）』（第九号、一九八四年、四〇七―五七一頁）、「藤村義朗陳述録（米国代表ダレス氏との米日直接和平交渉）」（一九五〇年一月二十四日、GHQ歴史聴取記録）' Leon V. Sigal, *Fighting to a Finish: The Politics of War termination in the United States and Japan, 1945* (Cornell University Press, 1988), pp. 59-4., 加瀬俊一・北村孝治郎・吉村侃「一九四五年六月ないし八月アレン・ダレス氏との非公式 間接和平連絡の顛末」（一九五一年七月二日、『終戦史録』上、所収）など。
- (43) ERUS, 1945, Vol. 6, p. 481.
- (44) 加瀬俊一・北村孝治郎・吉村侃「一九四五年六月ないし八月アレン・ダレス氏との非公式 間接和平連絡の顛末」（一九五一年七月二日、『終戦史録』上）。
- (45) 同右および前掲、本橋「再論―スイスにおける和平工作」。
- (46) Grew to Forester, 25 June 1945, *Grew papers*.
- (47) 七月二日加瀬公使発東郷大臣宛電報（第七九七号）' Marc S. Gallicchio, *The Cold War Begins in Asia*, (Columbia University Press, 1988), pp. 49-50.
- (48) スイスにおける工作が進展の可能性がなかったにもかかわらず、OSS側は最後まで日本側との接触を断ち切ることはなかった。その理由に関して、例えば本橋正氏は、OSSとアメリカ政府部内の対ソ強硬論とのつながりを重視し、スイスにおける和平打診はソ連の対日参戦以前に日本を降伏に誘導しようとする意図のもとに、むしろ工作全体がOSS側のイニシアティブによってなされたものと推定している（前掲、本橋「スイスにおける和平工作」）。またレオン・シーガル (Leon Sigal) は、OSSにとっては日本の国内分裂を誘う心理戦がその重要な目的であったと述べつつも、日米両国の首脳部が降伏条件に関して権威ある決定に到達していなかったことは、双方の政府関係者が、直接和平についてイニシアティブを発揮しようとしても、国内的反対を招く恐れから躊躇せざるを得なかったと結論している (Leon Sigal, *op. cit.*, p. 64.)。
- (49) 前掲、五百旗頭『米国の日本占領政策』、一九〇―一九六頁。

- (50) 海軍には富岡定俊軍令部第一部長などは、「たとえ謀略でも米国側の終戦条件の概略でも推知し得る端緒にはなると判断しその促進を図ろうとする。他方、保科善四郎軍務局長も同様の考えからその促進を図ろうとするが、大西瀧次郎軍令部次長の反対、さらに豊田軍令部総長も、「日本の戦意打診のパイロット・バルーンか、戦意阻喪の謀略」とみなして消極的であり、結局、海軍として推進することはできなかった（「富岡定俊陳述録（藤村・ダレス交渉に就いて）」（一九五〇年二月一〇日、G H Q 歴史科聴取記録）、「豊田副武陳述録（昭和二十四年八月二十九日の質問に対する回答）」（同右）Leon Sigal, *op. cit.*, pp. 61-63.
- (51) Grew to Halifax, 10 July 1945, *Grew Papers*.
- (52) "Memo. from OSS Acting Director to Secretary of State," July 13, 1945, in FRUS, 1945, Vol. 6, p. 489.
- (53) 前掲「広田・マリック会談と戦時日ソ交渉」一八頁。
- (54) 七月一二日東郷大臣発佐藤大使宛電（八九三号）。
- (55) 七月二一日東郷大臣発佐藤大使宛電（九三二号）。
- (56) 細川護貞『細川日記』下（中央公論社、一九七九年）、一三三頁。
- (57) 「東郷外務大臣内話」七月一〇日（「高木資料」）。
- (58) 同上。
- (59) 「東郷外務大臣内話」七月一〇日（「高木資料」）。
- (60) 木戸日記研究会『木戸幸一日記』下（東京大学出版会、一九六六年）、一二〇九頁。
- (61) 前掲『木戸幸一関係文書』、四九七―四九八頁。「近衛公意見」、一月二二日（「高木史料」）。
- (62) 条約局第二課「研究輯録」（昭和二〇年二月）（「高木資料」所収）。
- (63) グルー演説の意義については中村政則『象徴天皇制への道』（岩波新書、一九八九年）、二六―六二頁。外務省のグルー演説の分析は、政務局第六課「米国ニ於ケル戦後日本処理案」（昭和一九年九月）、条約局第二課「研究輯録」（昭和二〇年五月二月）（「高木資料」）など。
- (64) 外務省編『終戦史録』下（新聞月鑑社、一九五二年）、七五六―七五七頁。

- (65) 伊藤隆ほか編『続・重三葵手記』（中央公論社、一九八八年）、二八二頁。
- (66) 同右、二三三頁、二四〇―二四一頁。
- (67) 同右、四〇四頁。
- (68) 同右、二三七頁。
- (69) 前掲、『終戦史録』下、七五六―七六二頁。
- (70) 江藤淳編・波多野澄雄史料解題『占領史録三』（講談社学術文庫、一九八九年）、六九―七〇頁。
- (71) 進藤栄一ほか編『芦田均日記』第一卷（岩波書店、一九八六年）、五二頁。
- (72) 同右。
- (73) 前掲、『占領史録』第三卷、一五七―一六一頁。
- (74) 前掲、『占領史録』（一九九五年版、上巻）、三五三頁。アメリカ政府内においては、ポツダム宣言の発表前後から、対独政策との比較において、一方で掲げた「無条件降伏」と対日戦後政策との整合性について議論がなされ、少なくともスチムソン陸軍長官とグルー國務次官の間では、「日本国民自身が天皇制の廃棄を要求する限り干渉すべきではない」とする立場は一致したものであった（Grew Diary, 6 August; Comments on Memorandum forwarded by Secretary of War H. L. Stimson on "Observations on Post-hostilities policy toward Japan", *Grew papers*）。